

## 介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人ライフサポート愛（以下、「法人」と言う。）給与規程第11条に規定する給与とは別に、介護職員処遇改善加算制度に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下、「介護職員処遇改善加算金」と言う。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 この規程に定める介護職員は、法人で介護職員として雇用契約を締結し、勤務する全職員を指す。

### (支給額)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度対象期間により受け取る介護職員処遇改善加算総額を超えて、全ての介護職員毎に法人が定める額とする。但し、介護職員処遇改善加算金の支給額には、賃金改善に伴う法定福利費等の法人負担増加分を含むことができる。

### (支給方法)

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は年2回、6月30日（基準日：6月1日）と12月15日（基準日：12月1日）とし、あらかじめ介護職員等が申し出ている毎月の給与支払い方法に準じて支給する。但し、当日が休日の場合は繰り上げ支給するものとする。

2 前項に定める基準日に、介護職員が退職等により在籍していない場合は、介護職員処遇改善加算金を支給しないものとする。

### (算定期間)

第5条 介護職員処遇改善加算金の算定期間は、6月1日から11月30日まで（対象利用月：4月から9月）と12月1日から翌年5月31日まで（対象利用月：10月から翌年3月）とする。

### (休職等の期間中の取り扱い)

第6条 休職等により介護業務に従事していない期間中は、介護職員処遇改善加算金を算定しないものとする。

### (任用要件及び賃金体系)

第7条 職位、職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系については、給与規程の介護職員キャリアパス表（別表1）及び給与表（別表6）に定める。

### (昇給)

第8条 昇給は、勤務年数、資格取得及び管理者の勤務評価等を考慮したものとし、給与規程の介護職員キャリアパス表（別表1）、管理職手当等支給基準表（別表2）、資格手当支給額表（別表3）及び給与表（別表6）を基に、介護職員毎に法人が決定する。

### (その他)

第9条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。